

# 鳥取縣公報

第四百四拾壹號

昭和五年八月十五日

金 曜 日

## 告 示

◇鳥取縣告示第二百四十六號

稚蠶共同飼育所設置獎勵費交付規程左ノ通之ヲ定ム

昭和五年八月十五日

鳥取縣知事 久 保 豊 四 郎

### 稚蠶共同飼育所設置獎勵費交付規程

- 第一條 稚蠶共同飼育所ノ設置ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ養蠶者ヲ以テ組織スル團體ニ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ハ養蠶者ヲ以テ組織スル團體ノ稚蠶共同飼育所ノ新築ニ要スル費用ニ對シ其ノ二分ノ一以內ヲ左ノ各號ニ該當スルコトヲ條件トシテ適當ト認ムルモノニ交付ス

鳥取縣公報  
第四百四拾壹號  
昭和五年八月十五日

一、稚蠶共同飼育所ノ設置團體ハ養蠶者十五名以上ヲ以テ組織スルモノタルコト

二、稚蠶共同飼育所ハ其ノ規模蟻量四百瓦以上ノ蠶兒ヲ二眠起迄飼育スルコトヲ得ルモノニシテ其ノ構造ハ春蠶及夏秋蠶ノ飼育ニ適スルモノタルコト

三、稚蠶共同飼育所ハ春蠶期及夏秋蠶期ヲ通ジ稚蠶ノ共同飼育ノ爲ニ之ヲ使用シ共同飼育ハ組織スル團體員ニ於テ之ヲ行フコト

四、稚蠶ノ飼育ニ必要ナル共同桑園ヲ設置スルコト

三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ別記様式第一號ニ依リ願書ニ事業計畫書、建築設計書及圖面ヲ添附シ前年度十二月二十日迄ニ知事ニ提出スベシ

前項ノ事項ニ變更アリタルトキハ直ニ知事ニ其ノ旨届出ツベシ

四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ獎勵金ヲ受ケムトスルトキハ様式第二號ニ依リ申請書ニ經費精算書ヲ添附シ十一月三十日迄ニ知事ニ提出スベシ

五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ設置後五年間様式第三號ニ依ル稚蠶共同飼育成績ヲ毎年十一月三十日迄ニ提出スベシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ獎勵金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ一部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一、本規程ニ違反シタルトキ

二、事業施行ノ成績不良ト認メタルトキ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規程第三條ノ提出期限ハ昭和五年度ニ限り九月三十日迄トス

本規程第四條ノ提出期限ハ昭和五年度ニ限り昭和六年二月二十八日迄トス

様式第一號

年 月 日

所 在 地  
設置團體名

代 表 者 氏 名

知 事 宛

00550

稚蠶共同飼育所設置獎勵金下付願

稚蠶共同飼育所設置獎勵費交付規程ニ依リ獎勵金御下付相成度別紙事業計畫書、建築設計書及圖面相添へ此段相願候也

事業計畫書 (記載要項)

- 一、設置團體ノ名稱
- 一、同 所在地
- 一、同 代表者住所氏名
- 一、團體ノ地域
- 一、同 員數
- 一、稚蠶共同飼育所ノ名稱
- 一、同 所在地
- 一、同 敷地面積
- 一、同 建物棟數
- 一、同 建物平面積

00551

- 一、同 飼育室ノ平面積
- 一、同 掃立蟻量 (春蠶、夏蠶、初秋蠶、晚秋蠶、晚々秋蠶等各飼育期別ニ記載スルコト)

- 一、稚蠶共同飼育所ノ建築 起工年月日 竣工年月日

- 一、同 建築費總金額
- 一、同 建築費出資ノ方法
- 一、同 使用方法
- 一、同 利用方法
- 一、同 管理維持ノ方法
- 一、稚蠶共同桑園設置年月日
- 一、同 栽植反別品種名
- 一、同 使用方法
- 一、同 管理維持ノ方法
- 一、養蠶技術員設置ノ有無
- 一、其他ノ參考トナルベキ事項

建築設計書 (記載要項)

- 一、建物ノ各棟ニ付室割、各部ノ名稱、面積等ヲ明記スルコト
- 一、各部ノ仕様書ヲ爲シ其ノ構造ヲ明瞭ニスルコト
- 一、各工事費ニ付勞力、材料ノ名稱、種別、大サ、數量、單價、金額等ヲ記載スルコト

圖面 (記載要項)

- 一、地形、建物ノ位置、方位ヲ明ニシ建物ノ詳細ナル平面圖及側面圖ヲ記載スルコト

様式第二號

年 月 日

所在地

設置團體名

代表者 氏

名 (印)

知事宛

稚蠶共同飼育所設置獎勵金交付申請書

何年何月何日附

ヲ以テ御許可相成候標記獎勵金御交付相成度別紙經費精算書相添へ此段申請

候也

經費精算書 (記載要項)

- 一、稚蠶共同飼育所ノ所在地
- 一、同 名稱
- 一、同 竣工年月日
- 一、同 建築費總金額

内 譯

(建築設計書ニ對照シテ作製スルコト)

様式第三號

年 月 日

所在地

設置團體名

代表者 氏

名 (印)

知事宛

00554

稚蠶共同飼育成績報告

稚蠶共同飼育所設置獎勵費交付規程ニ依リ左記ノ通報告候也

經營	成績	共同飼育戸數		何月何日迄	何日迄	圓	圓	圓	圓	備考
		掃立月日	共同飼育期間							
桑葉共計	桑葉共計	共同飼育戸數	共同飼育期間	何月何日迄	何日迄	圓	圓	圓	圓	
勞力指	勞力指									
保溫計	保溫計									
雜費	雜費									
合計	合計									

内詳ヲ明示スルコト

00555

(注意) 各飼育期毎ニ別紙ニ作製スルコト  
附記

設置團體ノ名稱、代表者氏名、團體ノ地域團體員數、共同飼育所ノ名稱及土地建物、使用方法、管理維持方法、稚蠶共同桑園ニ關スル事項等ニ變動アリタルトキハ其ノ趣ヲ記スルコト

◆鳥取縣告示第二百四十七號

府縣制第三十三條第一項ニ依リ縣會議員ノ當選證書ヲ付與シタル者左ノ如シ

昭和五年八月十五日

鳥取縣知事 久保豊四郎

西伯郡幡鄉村大字坂長千六百八十一番地

長谷川 浩